

知的障害者生活寮・在宅障害者（児）緊急一時保護事業の再整備について

知的障害者生活寮（以下「生活寮」という。）及び在宅障害者（児）緊急一時保護事業（以下「緊急一時保護」という。）は、法定サービスへの移行及び福祉作業施設との一体的な事業の運営を行う施設として再整備する。

1 整備方針

(1) 中野区やまと荘（大和福祉作業施設を含む。）

公募により決定した整備運営事業者が、施設整備及び運営を行う。

施設は、整備運営事業者が、現施設の除却及び新施設の整備を行い、区は解体及び整備に係る補助を行う。事業は短期入所及び通所サービスを実施する。

なお、緊急一時保護は施設整備開始前までの令和4年度まで実施する。生活寮は、施設の老朽化が特に進んでいるため先行して休止する。また、施設を整備する間は、通所サービスの代替施設として旧中野福祉作業所を使用する。

変更後サービス及び定員		現行サービス及び定員	
生活介護	15～20人	生活介護	10人
就労継続支援B型	15～20人	就労継続支援B型	10人
短期入所	2～4人	知的障害者生活寮	4人
		緊急一時保護	2人

※福祉作業施設において実施

(2) 中野区やよい荘（弥生福祉作業施設を含む。）

区が施設改修を行ってから、公募により決定した運営事業者が事業を運営する。

事業は、共同生活援助、短期入所及び通所サービスを実施する。共同生活援助には、介護者の疾病等により家族との同居が困難になった障害者に、共同生活援助や単身生活に移行するまでの半年から1年程度の中期的な期間生活支援する「ミドルステイ」の枠を設け、区が事業者へ委託し実施する。

生活寮及び緊急一時保護は、令和4年度まで実施する。

施設改修中は、通所サービスの代替施設として弥生児童館跡施設を使用する。

変更後サービス及び定員		現行サービス及び定員	
生活介護	10人	生活介護	10人
就労継続支援B型	10人	就労継続支援B型	10人
共同生活援助 (内1人はミドルステイ)	4人	知的障害者生活寮	4人
短期入所	1人	緊急一時保護	2人

※福祉作業施設において実施

2 スケジュール（見込み）

	中野区やまと荘 大和福祉作業施設	中野区やよい荘 弥生福祉作業施設
令和4年度	用地測量 整備運営事業者の選定 緊急一時保護事業の終了	改修設計業務委託 整備運営事業者の選定 生活寮及び緊急一時保護事業の終了
令和5年度	現施設の解体撤去及び施設整備 (事業者)、仮施設における福祉作 業施設の継続	施設改修工事(区)、仮施設における 福祉作業施設の継続
令和6年度	施設整備及び開設準備(事業者)	民間事業者による事業の実施
令和7年度	民間事業者による事業の実施 ↓	↓